

裁判員経験者の意見交換会議事録

富山地方裁判所

1 日時

平成25年1月31日(木)午後3時00分から午後4時40分まで

2 場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 水谷 正俊(富山地方裁判所長)

裁判官 田中 聖浩(富山地方裁判所部総括判事)

検察官 加藤 幸裕(富山地方検察庁三席検事)

弁護士 坂本 義夫(富山県弁護士会)

裁判員経験者 1番～6番 6名

4 議事内容

参加者の自己紹介, 全体的な感想について

(司会) それでは、意見交換会を始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中、参加していただきまして、誠にありがとうございます。本日の意見交換会の司会を担当します、富山地方裁判所長の水谷でございます。

裁判員制度が始まってから3年半余りが経過しました。この間、当庁においても、21件の裁判員裁判を実施し、たくさんの方に裁判員裁判に参加していただくことができました。この意見交換会では、裁判員を経験された皆さんから、裁判員選任の手續、あるいは、審理、評議、判決などについて、率直な御意見や御感想をお伺いし、その意見を県民の方々にお伝えしたいと考えています。また、法曹三者が立ち会い、皆さんの御意見を今後の運用の参考にさせていただきたいと考えています。更には、現在、裁判員制度の見直し作業が始まっていますので、より良い裁判員制度とするため、裁判員を

経験された皆さんからの率直な御意見や御感想をお伺いしたいと考えております。皆さんが、裁判員を経験されて、良かったと思えること、不安に感じたこと、改善を要すると思われることなど、どのようなことでも結構ですので、自由に御発言いただければと思います。

それでは最初に、本日の意見交換会に参加している裁判所、検察庁、弁護士会の皆さんから自己紹介をしていただきたいと思います。まず、裁判官からお願いします。

(田中裁判官) 富山地裁刑事部総括判事の田中でございます。それぞれの裁判では、裁判員の方には大変お世話になりました。本日もまたどうぞよろしく願いいたします。

(司会) 続いて検察庁お願いします。

(加藤検察官) 検察庁三席検事の加藤でございます。本日はよろしく願いいたします。検察庁では裁判員裁判にあたって分かりやすさというものを重視しております。ただ、実際に裁判員を御経験なされた皆さんから生の御感想を伺う機会がなかなかないということでありまして、実際、私達がやったことがどうだったのかということが知る機会がないということでも少々困っております。本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただいて、今後の私達の立証活動に活かしていきたい思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会) 弁護士会お願いいたします。

(坂本弁護士) 富山県弁護士会の坂本です。よろしく願いいたします。私達弁護人としても、裁判員裁判で裁判員の方々がどういう気持ちで審理に臨まれて、弁護活動をどういうふうに見ていらっしゃるのかととても興味があります。今日、この会が私達にとってもとても有意義な会になると期待しております。どうかよろしく願いいたします。

(司会) それでは、裁判員を経験された方には、今後の議論の参考になると思いま

すので、まず、最初にどのような事件に立ち会ったのかということをお話しいただき、その上で、全体的な感想などをお聞かせいただきたいと思います。そして、皆さんからの感想などをお聞かせいただいた後、選任手続、審理、評議、判決等について、順番にお聞きしていきたいと考えています。それでは、1番の方からよろしくお願いします。

(1番) 私は、平成23年の韓国の人の事件を担当したのですが、ためになったので、裁判員に選ばれて良かったと思います。

(2番) 私も実は1番の方と同じ事件でした。いろんな意味で、始まるまで、第1回の公判が始まるまでは、プレッシャーを感じていました。自分でいいのだろうか、どうすればいいのかと感じてはいましたが、意外とすんなり入れたのではないかなというふうに感じております。

(3番) 私は、平成24年6月25日からの外国人女性が日本人の夫を傷害致死させたという事件を担当させていただきました。初めての経験なので、初日から最後の日まで緊張してました。それから半年経ちましたが、今までになかった経験であったと思っております。

(4番) 私は保護責任者遺棄致死の事件を担当させていただきました。感想としては、事件の内容が内容であっただけに、検察官の言われることもそうだなと思うこともありまして、弁護人の方も罪を軽くするということだと思うのですが、言われることに納得させられて、すごく判断に困ったことを覚えております。以上です。

(5番) 私も保護責任者遺棄致死の事件を担当しました。裁判員に選ばれてから、4日間は、判決が出るまで貴重な経験をさせてもらった反面、精神的には大変だったかなというのがあります。すごい人生観が変わるほどいい経験ができたと思うので良かったと思います。

(6番) 私は昨年12月3日から10日までの6日間ですが、銃刀法違反、殺人事件について裁判員を経験しました。大まかなことについては、後から皆さん

との討論で話が出ると思いますが、特に日本の国を見ると、自ずと厳しい犯罪が、更に、私自身こういった裁判員としての事柄、本当に日頃の日常生活、会社、いろんなことに対して専念しているのですが、裁判員の在り方については非常に戸惑いを持っていました。しかしながら、振り返ってみますと、非常にいい勉強になったと。この事柄を家庭にも、そして更に職場、地域社会にもあらゆる事柄が大きく、自分だけのものではなくして、地域社会にも貢献し、更にこのような皆さんと共々にできることは、良かったなと思います。今後も努力してがんばっていきたいと思います。

選任手続について

(司会) それでは、裁判員裁判の流れに沿って、順番に意見交換をお願いしたいと思います。裁判員裁判では、法廷で審理をし、裁判員と裁判官が評議をした結果に基づいて判決をするという流れですが、この審理の前に、皆さんを裁判員に選任する手続があったと思います。ここで最初に、選任手続について御意見・御感想を伺いたいと思います。この手続につきましては、裁判所としましても、待ち時間をできるだけ短縮させたり、希望者の方には法廷見学をしていただいたり、リラックスしてもらえうように音楽を流すなど、皆さんの御負担をできる限り軽減するための運用上の工夫をしているところですが、この手続について問題があると感じた点や戸惑われた点、不安に思われた点などありましたら、お聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。3番の方どうぞ。

(3番) 今思い出してみると、自分は多分当たらないだろうと思い、出てきたのですが、でもどういうわけか当たったもので、その日午後からすぐに公判の準備があって、なんかいきなりジェットコースターに乗せられたという感じで、次の日くらいからやってもらえれば、ちょっと心の準備なりできたかなと思うのですが、いきなり午後からそういう、しかも家族間の殺人事件ということで、9日間あったのですけど、あっという間ということ失礼なのか、本当に

あれよあれよという間に公判が進みました。

(司会) 選任手続に参加するときに、支障などあった方はいらっしゃいますか。職場で休暇が取りにくかったとか。よろしいですか。選任手続の後、当日午後から審理に立ち会うということで、指摘があったのですが、この点について他の方で何か御意見ありますか。中には、別の日とか翌日から審理にあたるというやり方もあるのですが、当日の午後から直ちに審理に立ち会うということで戸惑いなどがありましたか。あるいは、こうした方が良かったというか、その点について御意見いかがでしょうか。

(2番) 私はその日に入ってしまった良かったような気がするのです。日を置いて時間を置いてしまうと、かえってプレッシャーを余計感じてしまうのではないかなと思って、当日の午後から入ってすぐに公判手続があって、裁判員の席に座ってしまったことによって、かえってすんなり入れたのではないかという気がしています。

(1番) 私も2番の人と一緒に、自分なりに経験して、その日にやってもらった方が、プレッシャーというものがなかったのも、とても良かったと思います。

(4番) 選任手続自体は、特に時間がかかったわけでもありませんし、実際、決まるまでの間には、裁判所で見るできない所をいろいろ見させていただいたというのも良かったなと思います。審議の方に入るのも、当日午後からですけども、そのほうが気持ちの切り替えもすぐに入れやすくて、私としても午後にしてもらったほうが助かりました。

(司会) 職場での休暇はとりやすかったですか。

(4番) 元々職場では、この制度が始まったときには、特休扱いで運用していくということは聞いておりましたので、特に問題はありませんでした。

(6番) 特に私が痛感したのですけれども、更に以前から思っていた課題なんですけれども、この裁判員裁判という在り方に対して、非常に勉強になった事柄が多いわけです。最初は戸惑いはもちろんあれなんですけども。それと刑法

に基づいた在り方とか，非常に精神的にも苦痛を感じますし，日常生活にも夢に見たことはありました。しかし，現実において，いろいろ評議をさせていただいた上での事件の内容等については，当然のことではないかなと，このように思いました。選任のこういった状況を知りますと，特に良かったなと思っております

(司会) 5番の方，選任手続について何かありますか。

(5番) 私もその日にすぐ裁判に入ったほうが良かったと思います。自分は選ばれて裁判所に着いたときに絶対当たるなと思いました。それで4番の方と一緒に事件だったのですが，仲良くいろいろ話し合いができました。会社も公休をとって年休を使わずに対応していただいたので良かったと思います。

(司会) 何か改善すべき点など感じられる方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

審理について

(司会) 特に御意見がないようですので，選任手続についてはこの程度としまして，審理についてお伺いしたいと思います。審理は，冒頭手続で被告人の人定質問から始まり，罪状認否をした後，証拠調べ手続で検察官及び弁護人からの冒頭陳述，それから供述書類を朗読する，証人尋問や被告人質問を行う，その後の弁論手続で，最終的な論告，弁論という形で進んだと思います。裁判員裁判では，検察官，弁護人，裁判官がそれぞれ分かりやすい審理にするように様々な努力，工夫をしてまいりましたけれども，皆さんが実際に参加された感想として，分かりやすい審理と言えたのかどうか，そのような点について率直な御意見をお聞かせいただきたいと思います。まず，検察官，弁護人の冒頭陳述が証拠調べ手続の冒頭に行われたと思いますが，それについての御感想などをお伺いしたいと思います。1番の方からよろしいですか。

(1番) 審理についてはとても良かったと思います。その場その場のちゃんとした判断ができるかなと私は自分で思いました。

(司会) 最初に検察官から冒頭陳述メモを渡されてそれを御覧になってどうでしたか。分かりやすかったですか。

(1番) はい。

(司会) 2番の方がいかがですか。最初に、検察官、弁護士双方から冒頭陳述メモを提出されたと思うのですが、どうですか。

(2番) 申し訳ないのですが、実はあまり今はイメージがないので、お話になったことは理解できたんだと思います。その辺りは、あっという間に時間が過ぎていったというのが実感なんですけど、争点でないところは、事前に終わっていますよというようなところだったと思うんですけど、あとは証拠書類上でぱっと読み上げられて、はいと終わっていったんだろうと思いますけど。後から自分で読み直すとか、そういう暇がなかったと思いますので、後々考えたうえでは、そういう時間がもっとあっても良かったかなという気がしています。

(司会) 1番、2番の方が担当された事件は、外国人の方の事件でしたよね。強盗になるかならないか、争点はそういうところですか。

(2番) はい。

(司会) ちょっと難しい概念だと思うんですよね。強盗なのか、強盗ではなくて恐喝になるのかと、そういう点が争われた事件ですか。

(2番) はい。その点が一番ポイントだったと思います。

(司会) 最初の冒頭陳述の段階で、まず、そのところは把握していただけましたか。

(2番) 公判ではなくて、後ほど裁判官も含めて話をしたなかで、こうですよと話が出ました。

(司会) 検察官のほうから当時の資料がありますので。そういうA3一枚のメモ、弁護士はA4のメモを出されたと思いますが、検察官のほうは色付きで略図も書いてあって、それは法廷で渡された記憶はありますか。

(2 番) あります。ここの辺りは、見てるとということと、その時点では、それなりに頭の中に入っていたので、理解できたんだと思います。

(司会) 選任されて、午後に法廷に入って、冒頭陳述メモを渡されて理解しやすかったということによろしいですか。

(2 番) はい。

(司会) 検察官の方は、争点が何かということを書いてありますよね。はっきりと冒頭陳述メモにありますか、弁護人の方からも冒頭陳述書が出ましたよね。それは覚えておられますか。

(2 番) 正直言って、当時は見せてもらっているんでしょうけど、記憶がないんです。

(司会) 弁護人の方も A 4 一枚でメモを裁判員の方にも渡されていたと思うんですけど。御記憶がないということは、分かりました。3 番の方は検察官、弁護人の冒頭陳述メモは、いかがでしたか。

(3 番) 私も確かに書類を見せてもらいました。ちょっと具体的なことを言っただけですけども、後から検察側の色付きの大きな資料を見て、それと初めには弁護側の A 4 の資料を渡されたんですけども、検察官側の方が理解しやすかったというか、一番初めに弁護側のを見せてもらって、説得力が弱いというか、今にして思えばそういう気がしました。何を争点にしているのかなというのがちょっと弁護側としては分かりづらかったです。過剰防衛とかそういう専門用語を使った何とか防衛が成立するかということが後々分かってきたのですが、最初は、そういうことの争点が今一つ飲み込めなくて、こういうことが争点なんだなと。それと、外国の方ですから、通訳を介してなんですけど、本当に、被告人や加害側者の意見、被害者側の意見がお互いにスムーズに通っているのかなと、あるいは、被告が外国人女性なので、その国の人達のモラルということも日本人と違うのではないかなと思って、こういうことも考えました。日本の刑法をこの人は理解できるのかなと、そういうこと

まで深読みして思いました。

(司会) 最初の冒頭段階での冒頭陳述メモで争点は大体理解できたということによるしいですか。

(3番) はい、理解できました。2日目、3日目と経っていくうちに、そういうことなんだなと。裁判官の方からも説明していただいたんですけど、そういうことで理解できました。

(司会) 3番の方が担当されたのは、本当に難しい事件で、誤想防衛、誤想過剰防衛、過剰防衛という大変難しい論点だったと思いますので、その点、法曹三者で事前に協議して、どうすれば裁判員の方に分かりやすく理解していただけるかということで、争点なども十分法曹三者で検討したうえで、公判に臨んでいると思うんですけどね。

(3番) 初めはとっつきにくかったです。言葉は、過剰とか。

(司会) 4番の方はいかがでしたか。

(4番) 私の場合は、最初にいただいた資料で、事件の概要とどのようなことがあったかということが書かれてありましたので、それで何があったかということとは分かりやすく説明してありました。審理の検察官と弁護人の方の話も説明が非常に簡易で分かりやすい言葉で説明していただきましたので、理解はできました。自分自身としては、証人尋問ではとりあえず扱った事件が身内の話でしたので、話を聞いていてやはり感情が入ってしまったりして、分かりやすさとは関係ないのですが、証人尋問はなかなか精神的に厳しいなと感じました。

(司会) そうですか。では、冒頭陳述の段階で、争点は分かりやすかったということですか。

(4番) それは非常に分かりやすかったです。

(司会) 弁護人からも冒頭陳述がありましたよね。

(4番) ありました。

(司会) どうでしたか。弁護人の方からの説明は。

(4番) 弁護人の方は、正直あの時に思ったのは、被告人の方の罪をいかにして軽くしてあげようかというような熱意というかすごく感じました。今回の事件は、なるべくしてなったというような言い方だと誤りがあるのですが、仕方がないのではないかというような感じで、被告人の立場をもうちょっと分かってあげて欲しいというような感じで言われたので、弁護人からは。

(司会) それは十分理解できたと。

(4番) 十分すぎるほどの説明であったと思います。

(5番) 私も一緒に、検察官の方の説明も資料も分かりやすかったですし、裁判員の席が弁護人の方寄りだったんです。弁護士の方が熱心に、裁判員の私達に話してくださって、すごい私として事件がやっぱりかわいそうで、どうしても弁護人側の説明に納得してしまいました。

(6番) 先ほど申し上げましたが、特に痛感した事柄は、スムーズに見れるのが裁判長を含めて、この審理、そして更に証人、更に被害者、加害者を含めての陳述が非常に分かりやすく、振り返ってみると恐ろしいなと思いつつも審理遂行することができたことが非常にひとえに法治国家、刑法というものの存在を、我々人生は守られるのだなと痛感しました。特に、先ほど申し上げられたことなんですけど、こういう国家に対して、やっぱり承ったことを後世につないでいかなければならないと、このように思っております。

(司会) 検察官からの冒頭陳述メモ、あるいは弁護人からの冒頭陳述ということで、最初に争点が何かということを出しましたよね。あれは分かりやすかったですか。

(6番) とても初心で、初めてなんですけど、そういったアドバイスとかそういった事柄がございまして、私自身も理解することができました。

(司会) それでは、証拠調べということで供述調書を朗読する、あるいは、証人尋問を行う、あるいは被告人質問を行うということがありましたが、供述調書

の朗読あるいは証人尋問，被告人質問は分かりやすかったでしょうか。どうですか。1番の方から。

(1番) とても分かりやすかったです。いろんなことも分かったので，とても聞きやすかったですし，分かりやすかったです。

(司会) 音ですか。

(1番) 音というか，言われていることが。

(司会) 被害者の人の証人尋問をしましたよね。日本の方ですか。

(1番) ちょっと。

(司会) 外国の方でしたよね。

(1番) はい。

(司会) 通訳を介しての尋問でしたね。

(1番) 通訳を通してやったので，分かりやすいときもあったのですが，ちょっと自分なりに分かるようにしていたところがちょっと良かったかなと。

(司会) 実際に被害者の方が出てきて，被害者から直接話を聞いたことで，分かりやすかったということですか。

(1番) はい。

(司会) いろいろな証拠書類，現場の状況とかいうのもあったと思いますが，それはどうでしたか。書類とか見せられたと思いますけど。

(1番) それは衝撃的な傷の写真とかいっぱいあったので，ちょっと衝撃的だったなと思ったんですけど。

(司会) 怪我の写真とかですね。2番の方いかがですか，

(2番) 事件の内容とかは理解できたと思います。ただいま言われましたように，被告の方，家族の方，被害者の方はロシアの方だったと思うんですけど，裁くのは日本，その中で場所が日本で，韓国の方とロシアの方の商取引ですから，多分，被害者の方もそうですし，加害者の方にしても多分文化が違うんだと，考え方が基本的に違うんだと，同じ一つの商取引にしても，それを第

三者の日本の国で起こったということで日本人が裁くということ自体が果たしてできるのかというような、お互いの価値観がどっかですれているのに、どうするんだという話にこれでいいのかなということはありません。

(司会) 外国の方の尋問も分かりやすかったということによろしいですか。

(2番) どういうんですかね。感情の読み取り方、証言なさっているときの、証人の方の感情見たいなと思って一生懸命見ているんですけど、なかなかそれは掴みづらいと言いますか、そういうことはあります。

(司会) 分かりました。3番の方いかがですか。3番の方も外国人事件でしたよね。

(3番) 先ほど言いましたように、意思疎通が分かってるのかなというような気はしました。それと、その国の道徳とかモラルとかのこともよく分からないことがあって、現場写真とかは拡大で画面で見せてもらえる。動画があればいいかなと。例えば、隣の台所から凶器を取ってきて犯行に及んだとか。では、隣の台所からどれくらい離れていたのかなというのは、動画の方がより距離感が分かりやすかったのではないかなと思います。

(司会) 現場の写真とか図面は出ていましたね。

(3番) 全て出ていました。

(司会) それから、その事件では目撃をしていた3人の子供の捜査段階での調書が朗読されましたか。

(3番) はい。ありました。3人ともありました。

(司会) 3人のね。合計200分くらい、相当な時間だったのではないかと思うのですが、集中してそれを聞くことはできましたか。

(3番) はい、聞いてましたけど、証言は子どもというか、つじつまが合わないというか、視点がそれぞれ違うというか、狭い範囲というか、ちょっとその辺が合っていないところもいくつかあるように思いました。

(司会) それもまた評議でやっていくわけですね。

(3番) そうですね。

(司会) 事実かどうかということ。

(3番) そうです。

(司会) あと、日本の方のお子さんの供述の時に立ち会った方の証人尋問をされたということですね。子どもの供述のときに立ち会った大人の叔父さん、叔母さん。

(3番) それはありました。その方たちの証言をもうちょっと言ってもらえれば良かったなど。もうちょっと具体的に詳しくあるとしたら、女性の方の付き添いがあったわけですけど、もうちょっと詳しく発言してもらえれば。そういうことを要求するのもどうかなど、そういう思いもありますけど。

(司会) 4番の方はいかがですか、証拠調べ。

(4番) 写真とか地図ですよ。それを見てどういうことだったかなというのは、想像はしやすかったと思います。特に、写真だとかこういうところに置いていかれたりすると、亡くなられた方の気持ちなどに接してしまうだろうということ、実際、その亡くなられた方が着てきた服装とか、こういう場所に入っていたよというか、そういうのを見せられると、ちょっとこういうようなところは生々しかったなとは思いますが。

(司会) 親族の方の証人尋問はしましたよね。

(4番) 正直、するほうも聞くのもつらかったですね。先ほど言いましたように、身内での話でしたので。それぞれ家族がどういうふうに思っているのかも、第三者の僕らが聞くというのは、ちょっと聞いてはいけないものを聞いているような感じでちょっとつらかったです。

(司会) よく分かったということになりますか。そうすると、その事件のことが。

(4番) そうですね。事件自体は分かりやすかったです。

(司会) そうですか。5番の方はいかがですか。

(5番) 私も分かりやすかったです。家族の方の尋問も、なかなか事件の家族の中も複雑で、自分が普通の家族で生活してきた、なかなか想像ができなかった

です。家族の人のそういう話を聞くと、そうかなって。それでもやっぱり私は、被告人のことがやっぱりかわいそうだなというのがあって、写真とかも衝撃的だったんですけど、でもそういう現場の写真を見たほうが、一層事件も分かりやすかったですし、参考になりました。

(司会) 家族の方を場合によっては法廷に呼ばないで、捜査段階の調書を読み上げて証拠調べをするというやり方も一つ考えられるかもしれないのですが、その事件は弁護人の方から、実態を分かってもらうには法廷で調べてもらったほうがいいという意見があったと伺っているのですが、やはり法廷で調べて良かったですか。

(5番) そう思います。

(司会) 6番の方はいかがですか、証拠調べについて。

(6番) 証拠調べということになれば裁判員としての大きく存在価値が高まってくるので、刃物という凶器を持っていた訳ですけれども、いずれにおいても、証拠物件の提示がなされて、そして更にそれに伴った弁護、あるいは加害者、被害者、更に検察庁の状況も含めて大きく裁判員としての状況の判断は良かったと思います。

(司会) 被害者の遺族の方の話を伺いましたよね。3名とそれと会社の方と。いかがでしたか。

(6番) 御承知のとおり、実際に無差別に始まってきますと、そういう殺人あるいは犯罪というものに対して、涙が出て参ります心境になったわけです。実際に、無差別にこういった死亡という大きな事件が発生し、更に被害者自身も日常生活、更に一家全滅になるような状況になりますと、大変なことだと、これは裁判員として特に痛感しました。

(司会) 証拠調べが終わりますと、検察官による論告、弁護人による弁論がありますが、それについて分かりやすかったか、分かりにくかったということですが、どうぞ1番の方からお願いします。

(1番) 論告, 弁論についてはとても分かりやすかったです。

(司会) 弁護人の弁論はいかがでしたか。

(1番) とても聞きやすかったし, 分かりやすかったです。

(2番) 分かりやすかったと言えば, 分かりやすかったです。聞いているときは, 一生懸命, それなりに聞いているのですが, 後から考えてみると, 自分だったらどんな弁護するかなと, 自分が検察官だったらどう言うかなと考えました。もっとこういう言い方, 仕方もあるのかなというふうに思うことも多々ありました。そう言うと女房にはテレビの見過ぎだと言われて叱られましたけど。いろんなことは考えましたが, 趣旨はいろいろ理解できましたし, おっしゃってることも理解できました。

(司会) 弁護人の言っていることも理解できたということですか。

(2番) はい。

(3番) 弁護される方は弁護力は弱いように。事件が起こって被害者が死亡したり, 裁判までに期日が非常にあるわけですから, 過剰防衛とかそういう争点もあったのですが, 具体的に朝方, 短時間で起きた事件に対して, 本当に誰も見てないというか, 証拠があるわけではなくて, そういうことをこの場の証言で明らかにしていく場合に, 非常に弁護側の言うことが本当かなという思いはしました。加害者がどう思っているのかなというか, そういう冷静ではなかったとかそういうような思いを推察したんですけど, 最終弁論を聞いていてそういうふうに思いました。

(4番) 論告, 弁論も先ほどから言っているように, 非常に分かりやすい説明でした。難しかったのは, お互い言ってることがあまりにも分かりやすいだけに, どうしようかなというところの最後の評議, 判決のほうになるとは思いますが, ですけども, そういうところに非常に悩んでしまったということが現実です。

(司会) 5番の方も同じですか。

(5 番) 分かりやすかったです。

(司会) 6 番の方は同じでよろしいですか。

(6 番) はい。先ほど申し上げたのを触れてみますと、結論なんですけど、被害者に対する国のこういった救済というものも今後見直していくことが必要だなと思いました。

評議・判決について

(司会) 先ほどは、審理について、貴重な御意見を伺いました。今度は、審理が終わった後の評議、判決についての御意見、御感想を伺いたいと思います。

審理が終わりますと、評議室で裁判官と一緒に、事実認定や被告人の量刑などについて、話し合っていたと思います。その際の進行や雰囲気、裁判官の説明など、何でも結構ですので、感じられたことがありましたら、御意見をお聞かせ願いたいと思います。十分に議論し、自分の意見を言うことができたのかということなどでも結構ですので、思い付かれたことから、お聞かせください。

また、判決について、御意見、御感想がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。1 番の方はいかがでしょうか。

(1 番) 評議とか判決についてなんですけど、裁判官の話はすごく分かりやすかったと思います。また、自分の意見をちゃんと言えたのかなというのは、少し心配はありましたけど、皆さんの意見を聞きながら、そういうこともあるんだなということをちょっと感じました。

(司会) 分かりました。では、2 番の方はいかがでしたか。

(2 番) 評議とか判決については、こんな言い方をしたら、ちょっと何ですけど、ざっくばらんに楽しくと言ったら、失礼ですけど、十分発言もしましたし、皆さんの意見も聞かせていただきましたし、非常に良かったんじゃないかなと思います。

(司会) そうですか。裁判官の説明も分かりやすかったですか。

(2番) ええ。それは、当初から、こういう場合はこうだ、こういう場合はこうだという説明をずっと積み重ねてきておりますので、良かったんじゃないかなと思っております。

(司会) 3番の方はいかがですか。

(3番) 納得のいくおおむね妥当な判決が出せたかなと思います。私の意見も十分に発言できました。

(司会) 法律的にも、大変難しい争点がありましたね。

(3番) はい。無罪か有罪かから始まりまして、有罪なら量刑はどの程度かということをお互いに話し合いました。私としては、評議は分かりやすかったし、納得の行く結論が出せたと思っています。

(司会) はい、分かりました。4番の方はいかがですか。

(4番) 評議につきましては、私たちは素人ですので、裁判官の方で、いろいろと気を遣っていただいて、非常に言葉の説明とかも分かりやすかったです。今回、一緒になった人達の雰囲気良かったのか、意見もかなり活発に交換することができました。また、疑問に思ったことは、裁判官に、こういうふうに思うんですけど、どうですかと質問すると、こういうのは、過去にこういうことがあってということで、いろいろとそれについての説明をしていただきまして、非常に良かったと思っています。

(司会) 過去に、いろいろあったというのは、量刑検索システムを使用したということですか。

(4番) それも見させていただきました。

(司会) 弁護人も、弁論で、量刑検索システムを踏まえての意見を言われていましたか。

(4番) 言われていました。

(司会) そうですね。分かりました。では、5番の方はいかがですか。

(5番) 私も一緒に、量刑の範囲というか、刑の重さを、こういった場合はこう

いう感じということを知りやすく裁判官の方が説明してくださって、今回の事件の場合は、どうなるかということを知り合ったりできたので良かったと思います。また、私自身、この方は若いですし、かわいそうだなというのがあって、自分の意見もちゃんと行って、判決も自分が思ったとおりの判決が出せたので、良かったと思いました。

(司会) 十分、自分の意見が言えたり、判決も満足のいくものだったということですか。

(5番) はい。ほかの裁判員の方も話のしやすい人達ばかりで、意見も出しやすかったので、良かったと思います。

(司会) 分かりました。6番の方は、大変重大な事件でしたね。

(6番) はい。まあ、何と申しますか、生命に関する在り方の中で、日常の世界から突然こういった状況になって、評議、判決等についての在り方は、私自身の、そして、更には皆さんもおっしゃいましたように、実際に事件に出向いても、私自身はなかなかあれなんですけども、裁判長を始め、いろいろな中で、いろいろと類似した事件に対するそういった処罰、あるいは刑法においての在り方というものの説明がございまして、それは大きく私たち自身も教育していただくことができました。

(司会) 評議のときには、法廷でどのようなことを言ったかということで、音声認識システムで確認等はしましたか。ご記憶はないですか。

(4番, 5番) ありました。

(司会) 最終的に、判決宣告に立ち会われたわけですが、そのときの感想は、どのようなものだったのでしょうか。4番の方いかがでしたか。

(4番) 犯罪を犯した人とはいえ、やはり罪の宣告するのを直接聞くというのは、なかなか辛いものだと思います。先ほどからずっと言っていますが、被告人の方も家庭事情等を考えると、かわいそうなところがあるので、罪を宣告するというのは、ちょっとという気持ちが強かったです。

(5番) 私も一緒に、被告人の方が精神状態もちょっと弱っていて、私も法廷で質問をさせていただいたんですけど、どうしても感情移入してしまって、若いですし、早く出てきて、人生をやり直してほしいなあという思いで、判決を聞くのは、ちょっと悲しかったです。

(司会) そういう裁判員の思いは、被告人や関係者に判決で伝えられたと思いますか。

(5番) はい。伝わったと思います。

(6番) 私の担当した事件においては、先ほども申し上げましたように、これひとえに、犯罪をなさる心境というものを裁判員としては、やっぱり冷静に見なければなりませんし、被害者等についての立場も考えますと、最終的に判決の内容等については、日本の刑法というのを大事に守っていかなくてはならない裁判員、あるいは裁判官としての在り方というのが、本当に独立した一つの国の法律の中で、精進していくことが、まあ有り難いことだなあと思っております。

(司会) 判決は、自分たちで下したという実感を得ることができましたか。

(6番) はい。

(司会) ありがとうございます。それでは、1番の方は、どうでしたか。

(1番) 判決については、皆さんで話し合った結果なので、とても良かったと思っていますし、被告人にも早く立ち直って欲しいという立場で聞いていたので、判決に対しては、本当に良かったと思っています。

(2番) 評議とか判決については、それで良かったんだと思います。ただ、それに参加した者として、被告の方の人生を左右するといえますか、そういう場に立ち会うというのは、できれば、避けたいなと正直に思いました。ですから、今回の判決についても、その後、どうなったか知りませんが、控訴していただいて、上級審で新たに判決が出るといいなとか、できれば、避けたいなという気持ちは今も持っています。

(3番) 判決は、全員で評議して、落としどころというか、そういうところで、判決文を書いてもらったんですけど、どこまで、立ち入って考えたらいいのかなということは思いました。残された子どもさんとか、世話をする叔父さん、叔母さんとか、あるいは、加害者が早く罪を償って立ち直ってくれればとか、そういうことも考えました。

(司会) 裁判員の気持ちを被告人に伝えられたと思いますか。

(3番) はい。伝えられたと思います。

(司会) どうもありがとうございました。

守秘義務について

(司会) それでは、判決書で触られている点は、判決で説示していますので、その点はよろしいのですが、それ以外の守秘義務と言いまして、評議の経過、あるいは判決書に触られていない部分についての評議に関する部分は、秘密にしなければいけないということがありますが、これについて、何か御意見はございますか。

(4番) 守秘義務については、話し合っていることは口外してはいけないよというのは、私は当然だと思っていますし、特に問題はないと思っています。

(5番) 私も一緒なんですけど、個人のことなので、やっぱり守秘義務は守って、終わった後に、裁判員だった感想は話してもいいと言われたので、会社のお友達とかに、もし裁判員のお知らせが来たら、是非、経験した方がいいよということは伝えたいと思っています。

(6番) これ何と申しますか、裁判員ばかりじゃなくして、私ら自身、あるいは、社会においても、そういった事柄は必要な訳でございまして、特に、裁判員としての守秘義務というのは、全うしていかななくてはならんと痛感しております。

(1番) 守秘義務に関しては、それは当たり前のことなんだと思います。

(司会) 負担感とかありませんか。

(1番)それは、ありません。

(2番)特に、負担に感じたことはありません。先ほどから思い出そうと思っても、だんだん思い出すことすらできないような状態ですから、守秘義務だと改めて考えることもありませんし、当然、そんなものだと思っています。まあ、いつか記憶から忘れていくんだろうなと思っています。

(3番)私も守秘義務は当然だと思います。職場に帰っても、ニュースなり新聞なり見られているので、そういうものだと言われる人も理解しておられるようでした。

(司会)どうもありがとうございました。

負担に思ったこと、改善の希望など

(司会)それでは、次に、裁判員になられて、制度全般あるいは手続の点で、こういう点は改善した方が、もっと良くなるんじゃないかと思っていることがあれば、お聞きしたいのですが、何かございますか。

(4番)見せていただいている資料もとても分かりやすいですし、自分が出た裁判では、特に改善する項目はないと思います。

(5番)4日間だったので、火曜日に来て、午後から裁判で金曜日には判決ということで進んだので、月曜日からというか、もうちょっと時間が長くて良かったかなと思いました。

(3番)私の事件は、事件が起きてから公判を開くまで、弁護側と検察側の摺り合わせというのが、特に、外国人とか、証拠等がない事件で大変だったとは思いますが、1年以上経っていると、その当時の感情とか、そういうこともなかなか鮮明に思い出せなくなっているんじゃないかなということを感じました。それぞれの立場で、一生懸命に摺り合わせをやっていただきたいと思いますけど。そういうことを感じました。

(司会)公判に至るまでの時間が長いのではないかとということですね。

(3番)そうです。もうちょっと直近なら覚えていたとか、そういうこともあつ

たんじゃないかなと。

(司会) 分かりました。ありがとうございました。そのほか、何かございますか。

ほかの方は、よろしいですか。

(1番, 2番) はい。

これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会) では、最後に、皆さんが裁判員を経験されたことを踏まえて、これから裁判員となられる方へのメッセージがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

(1番) 最初は、裁判員に当たったときは、びっくりしたのですが、やって良かったと思うので、もし当たったら、やった方がいいと思います。

(2番) 参加させていただくことは非常に重いことなんですけど、参加する立場としては、よりフランクに冷静に対処すればいいんだろうなと思います。事前に、勉強したり、どうだとか、こうだとか、考えれば考えるほど、自分でいいのかと悩まなければならなくなりますから。そういう制度なんだと割り切って参加していただければいいんじゃないかなと思います。

(3番) 私も参加させていただいて、貴重な体験をさせていただいて、裁判員制度に対して勉強になりました。そのときも、その後も、新聞とか、テレビとかを注意して見るようになりました。今後、やられる方も、できれば、関心を持っていただけると良いと思います。

(4番) 罪を下すというか、決めることには非常にプレッシャーはあると思うんですよね。自分がこの人の罪を決めていいのかということにはプレッシャーはあると思うんですけど、そういうことも経験の一つだと思いますので、是非ともやるべきだと思います。やることで、今、3番の方も言われたように、裁判をもっと身近に感じられるというか、新聞、ニュースであれば、当然、気になって見ますし、そういうことになってきますので、是非とも、裁判員になる機会があれば、やってもらいたいなと思います。

(5番) 私も経験させてもらってすごく良かったと思います。これからなられる方は、とても不安だと思うんですけども、裁判官の方もいろいろと分かりやすく説明してくださいますし、貴重な体験ができましたので、なられる方は、拒否せずになっていただきたいと思います。私も、また、なることがあれば、喜んで参加させていただきたいと思います。

(6番) こういう機会に参加させてもらうことによって、自分自身の生き方、更にそれに伴う裁判という一つの大きな法律の中で、加害者、被害者、そして更に裁判員など、瞬間的には非常に大変だと思いながらも、精神的なことをみますと、やはり学ぶところもございますし、非常に貴重な体験じゃなかったかなと、今後の裁判員の方々にもそういったことをかん養したいと思っています。

(司会) ありがとうございます。

その他

(司会) それでは、私の方からお聞かせいただくのは以上のとおりですけど、出席している検察官、弁護人の立場から、裁判員経験者の方にお聞きしたいことがあれば、お聞きしていただくと思います。それでは、まず、坂本弁護士から、裁判員経験者の方に質問したいことがございますか。

(坂本弁護士) 皆さんそれぞれ事前に新聞報道やテレビ報道で事件のことを知った上で、来ていらっしゃると思うんですよね。そのときのこんな事件かなとか、報道で見たのはこういう人だなという印象と、実際に事件に当たってみて、なるほどこういう事情があったのかというか、印象の食い違いというか、そういうものを感じられたでしょうか。

(司会) 皆さんに聞かれるということですね。事前のマスコミの報道と、実際に会ったときの印象が違ったのかどうかということですね。

(坂本弁護士) はい。

(1番) 新聞とかを見て、こういう事件だったのかということは知っていたので、

実際に、法廷で被告人を見たときに、こういう事件だったなあということ
は分かりました。

(司会) 前に思っていたのとは違っていましたか。

(1番) はい。新聞とかで見たときと実際に法廷で見たときの印象は、ちょっと
違っていました。

(2番) 私が担当させていただいた事件というのは、全然、知りませんでしたの
で、こういう事件があったのかという印象でした。事前の印象というものは
ありませんでした。

(3番) 私も当日の午後に初めてというか、そういえば、去年、こういう事件が
新聞に出ていたなということで、思い出したような次第です。詳細も初め
てそのときに知りました。

(4番) 事件のことは新聞で見えていて、被害者の方の年齢が自分と近かったので、
何という酷いことをする人がおるんやとは思いました。で、法廷で、被告
人を見て、イメージが余りにも違い過ぎたので、こういう酷いことをする
人がこういう人やったのかとイメージのギャップは受けました。

(5番) 私は裁判所に来るまで事件を知らなくて、初めてだったので、ギャップ
とかはありませんでした。

(6番) 私は新聞紙上でいろいろと関心を持っておりました。裁判員となって、
いろいろとしますと、おのずと犯罪者自身の私生活なりいろいろなものが
分かってきて、そういった中で、自分だけが不幸だという自己主張が非常
に強いんじゃないかと。前科も含めて、日常生活の中の細かな事柄が、忍
耐力と申しますか、そういったものが不足して、つい大きな殺人というも
のに波及していくのではないかと感じておりました。

(司会) ありがとうございます。では、次に、加藤検察官からお願いします。

(加藤検察官) 皆さんのお話を聞いていて、いろいろな局面で、分かりやすかつ
たというお話を伺えたんですけど、分かりやすいというのは、もうちょっ

と言うと、どういうことなのか、違う言い方をすると、どういうことなのかということ、表現しにくいかもしれませんが、違う言い方をすると、こうこうこういうことがあって、ああ分かった、分かりやすかったという具体的なエピソードがあれば、教えていただければ、非常に幸いです。

(司会) これは、難しいですね。どなたか、どうですか。

(2番) お答えになるかどうか分かりませんが、事件の内容は、こうこうこういう事件でありますというのは、検察官側からもそうですし、弁護士側からもこうです。ただ、こういう事件が起こった背景は、こうだったんです、これが理由、こういう背景があってこういう事件になったんですというようにところが、もう少しあれば良かったかなというような気がします。

(司会) それは、検察官、弁護士双方にですか。

(2番) そうです。双方にです。

(4番) 分かりやすいと言いましたけど、起きた内容のほか、背景等も非常に分かりやすかったです。分かりやすいという言葉を使わないということですけど、担当した事件は、判断しやすいというか、判断しやすいような内容になっていました。

(司会) 4番の方の事件は、関係者の方を証人として法廷で直接聞かれたと思いますが、そういうことが良かったのですか。

(4番) そうですね。それも、とても良かったと思います。また、特に難しい言葉もなくて分かりやすかったと思います。

(5番) そうです。専門用語もなかったので、素人の私たちでも分かりやすかったと思います。

(司会) そういう点では、3番の方の事件は、法律的には難しい事件でしたね。

(3番) はい。まあ、自分の理解できる範囲内の分かりやすさですね。そうとしか言えませんね。

(加藤検察官) いろいろな考え方があるかもしれないんですけど、例えば、いろいろと話を聞いて腑に落ちるといふこともあるのかなと思うのですが、そういうことなのか、それともそれとは違うことなのか、もしご発言があれば、お願いしたいと思います。

(6番) まあ、いずれの場合においても、最終的に、それこそ論告、求刑いろいろな経過の中で見ますと、多少、やっぱり検察官がおっしゃったように、腑に落ちるといふようなことがないじゃないではございますけども、しかし、双方の立場になって、加害者、被害者、そして、もちろん弁護士、検事、そういう双方の中で、裁判官としての裁きをすると、こういった事柄で、私は何と申しますか、裁判員としての在り方は、こういう生き方が大事なんだというように思いました。

(司会) どうも、ありがとうございました。それでは、時間の関係もございまして、意見交換会は終了とさせていただきたいと思います。本日いただきました貴重な御意見、御感想、御提案につきましては、今後の裁判員裁判の運用に大いに参考にさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。